

建設経済常任委員会（7月7日）

開会（9：09）

○池谷委員長 ただいまより建設経済常任委員会を開会する。

会議に先立ちまして、川島副委員長から欠席との届出がありましたので、御報告いたします。

当委員会に付託された議案は、議第52号「焼津市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給金基金条例の制定について」の1件である。

議案の審査に入る。

議第52号「焼津市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給金基金条例の制定について」を議題とし、当局の説明を求める。

（当局説明）

○池谷委員長 当局の説明に対し質疑・意見のある委員の発言を許す。

○秋山委員 幾つかあると思うんですけど、今日の御説明ではなかったんですが、議案説明のときに、2か月の延長に伴うということだったんですけども、ということは、またその延長が2か月とか続けば、それに対応していくというものになるわけですね。

○海野商工課長 県の制度融資が2か月延長するのに対して、焼津市においても期間の延長をしました。基金条例のものについては、来年度に係るものについて、こちらの基金を財源として来年度支給するということになっております。

○秋山委員 それで、これは新型コロナウイルス感染症緊急対策ということなんですけれども、この基金の目的が達成されたらこの条例は廃止するということになると思うんですけども、大体どのぐらいというふうに予測されていますか。

○海野商工課長 今回のこの基金条例については、県の該当の制度融資を受けたものに対しての利子補給に限定したものでございますので、その利子補給分が終了すれば、この条例も終了するものと考えております。

○杉崎委員 単純に今言ったことを解釈させてもらった確認の意味で。この条例をつくって、この条例に基づいた利子補給が行われるのは、本年度の予算の中でも行われるわけですね、補正予算を組まれるから。もしこれが長引いて令和3年度に入っても、今のこのお金が基金として入っていれば、それを使うことができるという解釈でよろしいのかなというのを。

もうこれ以上あるかどうか分からないけれども、また今度こういう新たな国からの予算があった場合に、それをこの中に入れていくには別に支障はない、これ、条例さえつくっておけば、ここでまたそのお金を基金として一部を入れることができるのかなというところをお願いします。

○海野商工課長 この基金条例については、今回の県の制度融資に限ったものでございまして、今年度の利子補給分の来年度に繰り越すものについてのものございまして、あと、そのほかのものについては対象外になると考えているので、今回の県の制度融資の利子補給に限った基金になるものと思われま。

○大本経済部長 補足をさせていただきます。先ほどの委員の御指摘としては、恐らく、

今回は第2次の臨時交付金という形で、第3次とかがあった場合にどうなるのかという、そういったこともあるのかなと思うんですけど、今回は基金として積み立てられるというふうに国から命令されているものですから、我々としてこの基金化ということをやらせていただきましたけれど、次の交付金がそういう用途ができるかどうか、国のほうでどう考えているかということになりますので、もちろんそういうことができるということが明示されたときに、こういった政策需要があるということであれば、同じような対応をさせていただきたいと考えていますけれど、また状況を見て判断させていただきたいと、そういうふうに思っています。

以上です。

○杉崎委員 今の静岡県経済変動対策貸付ということだったんですけども、このものは、今、一応、枠と金融機関独自というか、全国的にも、例えば、1年半の元金返済の猶予で利息だけとか、いろんな条件が出てくると思うんですよ。選択肢があるので1年の人もいれば半年の人もいるかもしれないんですけども、元金の猶予はね。そうすると、これ、思うんだけど、人によってやっぱり差が出るのはこれはやむを得ないなと。利子補給するのだから、借りられた企業に対して支援してあげるわけじゃんね。そうすると、その金額の大小は当然出てくるんだけど、そんなのはもう想定済みだと思うんですよ。これはもうやむを得ない御答弁ですよという確認ね。

それと、要するに、補給する企業によって差があるのは当然だよという、当たり前のことを聞いています。今これ、限られたというのがあるんだけど、これはもう条例化したのでしょがないんだけど、この基金で使われるのはその限られたものだけ。だけど、今ここで質疑することかどうかわからないけど、この条例にないものの中にも利子補給のものはたくさん今焼津市はつくってありますよね。そういうので支援していくこともできるわけだよ。完全に新型コロナウイルスの中に仮にはまっていて、お金がなくなっちゃうということはないんだろうけど、基金がなくなってもほかのもので支援することはできるわけだよ、今。そこの確認を1つ。

○海野商工課長 まず、利子補給の額の大小についてですけども、それは、今回は、正規の制度融資で貸付けを受けた金額に対しての利子に対しての補給なものですから、借りた額だけなものですから、それ以外にほかのほうでそれに対しての何かというのはありません。

あと、これはあくまでも今回の臨時交付金を今年度の新型コロナウイルス感染症対策の関係で利子補給した場合、基金を積み立てれば今年度の交付金の対象になるということで基金を創設したものですから、その他のいろんな利子補給に対しての基金ではございません。

○杉崎委員 この対象はもう決まっているものだから限定されていますよね。仮に、そんなことはないだろうけれどもという前提。この基金に入ったお金を全部使っちゃったとする。あり得ないでしょうが、使ったとしても、この借入れをした人が仮にあれば、ほかの、今、利子補給の制度はありますよね、いっぱい。保証協会の小口資金とかいろんな分。そういう中でその人たちをカバーすることができるのかなという意味で聞いたんだけど。いや、そんなことはない、この基金があれば、これは絶対なくなりませんよということがあればいいんだけど、もしなくなってしまった場合は、ほかの融資制度を使

えるのかなという、その確認です。

○海野商工課長 この基金は、今年度の利子補給の申請をして、その額で来年度の基金部分の支払額が決定されるものですから、その中で足りなくなるということはないと思われれます。その他の利子補給については、その他の利子補給で対応させてもらう形になると思います。

○秋山委員 それで、焼津市の経済の状況なんですけれども、何件ぐらい見込まれるとか、そういった予測というのは立っていますか。

○海野商工課長 県のほうから静岡県経済変動対策貸付制度で焼津市の借り入れた件数が出ていまして、245件、6月4日現在ですけれども、それはそれほど増えていないと思われれます。金額的には利息額が7,200万円余ですね。これから期間延長されて少しずつ増えていく可能性はございます。

以上です。

○池谷委員長 質疑・意見を打切り、討論を許す。(なし)

◇採決の結果、議第52号「焼津市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給金基金条例の制定について」は全会一致、原案のとおり可決すべきものと決定

○池谷委員長 以上で当委員会に付託されていた議案の審査は終了した。

これで建設経済常任委員会を閉会とする。

閉会(9:23)